

第1回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会

平成16年7月22日

【内田特別地域振興課長】 それでは、定刻少し早いようでございますけれども、委員の先生方皆様おそろいいただきましたので、今から第1回国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会を開催いたします。

本日は、皆様方にはご多忙のなかお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は特別地域振興課長の内田と申します。

本日の議事進行につきまして、後ほど、分科会長を選出していただくまでの間、務めさせていただきますと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、冒頭、都市・地域整備局の竹歳局長からごあいさつをさせていただきます。

【竹歳都市・地域整備局長】 都市・地域整備局長の竹歳でございます。

先生方には大変お忙しいところ、またお暑いなか、第1回の独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会にご出席賜りました。まことにありがとうございます。

奄美群島振興開発につきましては、実は昨年、本土復帰50年ということで、天皇・皇后両陛下をお迎えしまして盛大に式典が行われました。

法律のほうも今度の国会で5年間の延長ということが決まりました。また、きょうご審議いただきます奄美基金につきましては、特殊法人等整理合理化計画の中で独立行政法人化するというので、これも法律の中に書かれまして、この10月に新しい独立行政法人として発足するということが決まっているわけでございます。

この基金の役割でございますが、今までの目的業務を引き継ぎまして、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給するという事等によりまして、一般の金融機関の補完、また奨励というような役割が目的となっております。

このような役割を担います奄美基金の運営につきましては、独立行政法人一般の制度といたしまして、中期目標、中期計画という目標管理のもとで基本的には新しい独立行政法人の長の裁量に委ねることになります。その所期の目的を達成するためには、この分科会におきまして、国が定める中期目標、それから独立行政法人が定め、国が認可する中期計画についてご意見をいただくほか、役員の報酬等の支給基準、法人の具体的な業務方法の要領を決めております業務方法書等について幅広くご意見をいただきたいと、このように

考えているわけでございます。

本日は第1回でございます。主に中期目標、中期計画の案につきまして、先生方のご意見を賜りたいと考えているわけでございますので、ぜひ活発なご意見、ご検討をお願いしたいと思っております。

なお、今、国土交通省では、軽装励行ということで、大臣室に入るときはネクタイをすることははいけない。上着など着てきてはいけないというので、みんなわざわざネクタイを外して大臣室に行くということになっておりますので、ぜひ上着をとっていただいて、十分ご議論をいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

【内田特別地域振興課長】 それでは、どうぞ上着をおとりください。

それでは、まずお手元の資料でございますが、一番上に議事次第、次に座席表、配付資料一覧と続いてございまして、資料1には、委員名簿。資料2といたしまして、独立行政法人制度のポイント等に関する資料。資料3といたしまして、奄美群島及び奄美群島振興開発基金の概要に関する資料。資料4といたしまして、中期目標の案と中期計画の案に関する資料をおつけしております。このほかに、奄美群島振興開発特別措置法の条文と、現在の奄美基金のパンフレット等をお配りしているところでございます。

続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

株式会社重信設計専務取締役重信委員でいらっしゃいます。

弁護士の高木委員でいらっしゃいます。

公認会計士の高田委員でいらっしゃいます。

慶應義塾大学名誉教授の高橋委員でいらっしゃいます。

鹿児島大学法文学部助教授永田委員でいらっしゃいます。

東京都立大学経済学部教授日向野委員でいらっしゃいます。

なお、本日ご都合により欠席されておりますが、東邦学園大学経営学部助教授の後委員、横浜国立大学大学院国際社会科学部研究科長来生委員、このお二人もメンバーとなっております。以上の8名でございます。

本日は、委員8名のうち6名のご出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令に規定する定足数であります過半数の出席要件を満たしておりますことをまずご報告させていただきます。

次に、独立行政法人奄美群島振興開発基金を所管いたしております国土交通省の出席者並びに基金の出席者をご紹介いたします。

今、ごあいさついたしました竹歳都市・地域整備局長でございます。

梶原大臣官房審議官でございます。

奄美群島振興開発基金の岩切理事長でございます。

あと、奄美基金総務企画課の林課長にも出席いただいております。

それと私、特別地域振興課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、独立行政法人制度及び分科会の役割と運営方法等につきまして、第1回ということでもございますので簡単にご説明させていただきたいと思っております。資料2-1をごらんいただきたいと思っております。

もう申すまでもないかもしれませんが、独立行政法人と申しますのは、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業で、国が主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものなどを、独立行政法人を創設してよりよい行政サービスの提供を目指すものでございます。

この制度の基本といたしましては、事前関与・統制を極力排して事後チェックへの移行を図る。このことによりまして、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保するということが基本となっております。

当奄美基金におきましても、具体的に申しますと、例えば、毎年度の事業計画の認可でありますとか、主務大臣の一般的な監督命令等は廃止するということとなります。

運営でございますが、所管大臣が3年から5年の期間の中期目標を設定することといたしてございます。この中期目標を受けまして、独立行政法人がその目標を達成するための中期計画を大臣の認可を得て作成して、これに基づいて業務を実行することとなります。

また、主務省庁に外部の者で構成する評価委員会を置いて定期的に業務の評価を実施するというところでございまして、当分科会にこの評価をお願いするということとなります。

また、透明性を高めるために、広汎な事項を積極的に公表するというのが運営の基本でございます。

また、財務・会計につきましても、法人の財政状況や運営状況を明らかにして適切に情報開示を行うために企業会計的手法を導入することとされております。

職員につきましては、独立行政法人一般といたしましては、国家公務員の身分を与えるものと、それ以外のものがあるわけでございますが、この奄美基金につきましては、もともと特殊法人ということでございますので、非公務員型の独立行政法人ということになります。

また、給与等に法人及び当該職員の業績が反映される仕組みを導入することといたしております。

これらの根拠法令でございますが、法人制度の基本となる共通の事項につきましては、独立行政法人通則法がございまして、個々の独立行政法人にかかわる事項については個別法で規定することとされてございます。

通常でありますと、例えば、奄美基金という名前の独立行政法人をつくる場合には、独立行政法人奄美基金法といった、その単独の法律をつくるのが非常に多いわけでございますが、この奄美基金につきましては、奄美群島の振興開発のための特別な措置を定めております奄美群島振興開発特別措置法がこの設立の根拠となるということが若干特徴のあるところでございます。

またあとでもご説明申し上げますが、この特別措置法は奄美の振興開発を図るために5年の期限を限って制定されておりますいわゆる時限期間の定められた法律でございますので、この法人につきましても、法律上の根拠といたしましては、とりあえずこの5年、なおかつその振興開発の全体の中に位置づけられているということが大きな特徴となっております。

次を1枚めくっていただきますと、独立行政法人の評価の仕組みと評価委員会の任務等を簡単な絵としてまとめたものでございます。法人と主務大臣、評価委員会、それぞれの行います業務についてまとめさせていただいております。

まず、時系列で申しますと、この法人発足までの間に行います主な業務といたしまして、主務大臣が先ほど申しました中期目標を定めることとされております。これにつきまして評価委員会のご意見をいただいて独法に指示する。この目標を受けまして、独立行政法人が中期計画を作成するわけでございますが、この認可に当たりまして、また評価委員会のご意見をいただくという流れになってございます。今回、この中期目標と中期計画につきましてご審議いただきたいと思っております。

また、今後のことでございますが、毎年度法人は年度計画を作成いたしまして、これを主務大臣に届け出るわけでございますが、財務諸表等につきましては、主務大臣の承認を得ることとされておまして、その承認に当たりまして評価委員会のご意見をいただくということになります。

また、毎年度の実績報告書を法人が評価委員会に提出し、その業務実績の評価あるいは必要がある場合にはその運営につきましての勧告等を評価委員会から法人に対していただ

くということになります。

また、ここに書いてございませんが、総務省のほうにございます政策評価・独立行政法人評価委員会のほうにもこの評価を行う場合に通知をすることとなっております。

一般の独立行政法人でありますと、この一番最後のところがございます中期目標期間終了後というところの業務がございますして、中期目標終了後にその全体にかかわる事業報告書等を提出して、これにつきまして評価委員会におきましてこれを評価していただく。必要があれば業務運営についての勧告をいただく。また、終了後には主務大臣において法人の組織・業務の全般にわたる検討と、その結果に基づく所要の措置を講ずることとされておりまして、これを行います際にも評価委員会の意見をいただくという流れがあるわけでございますが、一番最後の 印のところ書いてございますように、奄美基金につきましては、設置根拠法であります奄美群島振興開発特別措置法、これが平成21年3月31日で失効するということとなっております。このため、平成20年度、いわゆる最終年度でございますが、それと中期目標全体にかかわります業務実績評価の手續等については、その時点までに別途法律で定めることとされております。

また、その主務大臣が法人の組織・業務全般にわたる検討を行い、その結果に基づく所要の措置ということにつきましても、5年という期限がございますので、あらかじめこの法律は適用除外ということにされております。これらも含めて別途法律で措置することになります。

また、独立行政法人発足までの業務といたしまして、この中期目標と中期計画以外に業務方法書の認可に際しての意見をいただく。あるいは、役員の報酬等の支給の基準につきまして、これは大臣に提出されまして評価委員会に通知されることとなっておりますが、これについての意見がある場合には、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて意見を申し出ることができるということにされておりますので、これにつきましてもお諮りすることとなります。

また、そのほか、長期借入金の認可等もございます。

次の1枚目に、事務局で考えておりますスケジュールをつけさせていただいております。本日、第1回目でございますので、まだ数値等入ってございませんが、中期目標、中期計画の案につきましてご審議いただきまして、9月に入りまして第2回分科会を開催させていただいて、この場で中期目標、中期計画、あるいは業務方法書、役員の報酬等の支給基準につきましての委員会としてのご意見をいただきたいと考えております。これらを受け

まして、10月1日に独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立ということにさせていただきたいと思っております。

次の資料2 - 2でございますけれども、評価委員会令をつけてございます。当分科会の位置づけと運営につきまして簡単にご説明いたします。

ちょっと前後して申しわけありません。この資料2 - 2の4ページ目になるのでございますが、通常の方科会は、この本則というところの表の中に書いてございますが、先ほど申しましたように、基金そのものが5年の時限法というものに基づいております関係で、この政令におきましても附則の中で平成21年3月31日までの間、奄美基金分科会を置くということで、附則において措置されているところでございます。

分科会の運営につきましては、2枚戻っていただきますと、他の分科会と同じでございますけれども、分科会には分科会長を置いて、分科会に属する委員の互選により選任することとされてございます。

また、分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理することとされております。

また、委員会はその定めるところによりまして、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができることとされてございます。これもまた後ほどご説明させていただきます。

次に、資料2 - 3をごらんいただきたいと思います。この委員会の公開の関係につきましてご説明させていただきます。

先ほどの評価委員会令に定める以外の運営に関する事項は、委員長が委員会に諮って定めることとされておまして、いわゆる本委員会のほうで定められた運営規則でございます。その第五条のところに、「委員会の会議は、原則として公開」することとされてございます。「ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りではない」こととされてございます。

また、公開の手續その他公開に必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定めるとされております。

この五条の規定が七条で分科会についても準用されております。この結果といたしまして、当分科会につきましても、会議は原則として公開ということでございます。

続きまして、資料2 - 4を見ていただきたいと思います。ここでは、本委員会のほうで決めました公開の基準が定められてございます。ここの第2のところを見ていただくとわかりますが、「審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において会議を非

公開とすることが適当であると認める案件は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする」ということとされています。逆に申しますと、この「業務の実績に関する評価に係る案件」以外は、基本的には公開ということでございます。

また、議事録につきましても、第3のところで、議事録を作成してこれを公表するものといったしております。

ただし、いわゆる非公開とされた案件にかかるものにつきましては、発言者名を記載しない等の措置を講じた上で公表することとされています。一応、その非公開案件でありましても会議録の公表ということとなっております。

また、会議録以外に簡潔にまとめた議事要旨につきまして、第4のところで、会議終了後、議事の要旨を作成して速やかに公表することとされてございます。

また、本日お配りいたしました資料等、委員会で配付される資料は、やはり原則として公表するということとなっております。

これらの事項が第6で分科会にも準用されてございますので、基本的にこのような形で進めさせていただきたいと思っております。

次に、資料2 - 5でございますけれども、分科会決定事項というものがございます。最初の評価委員会令のところで、分科会の決定をもって委員会の決定にできるものというのがございましたが、その内容を定めたものでございます。

この1のところが本委員会での議決を必要とする事項でございますが、中期目標の業務の実績評価とか、これは今回、いわゆる別途法律で定めることとされておりますので、とりあえずは該当がございません。したがって、この分科会でご審議いただきます、以下、中期目標でありますとか、中期計画、業務方法書等は、すべてこの当分科会の議決をもって委員会の議決とさせていただくことになります。

それでは、概要は以上でございますので、先ほど申しました国土交通省評価委員会令第五条第三項の規定に基づきまして、分科会長を委員の互選で選出していただきまして、さらに代理となる方を分科会長にご指名いただきたいと思います、各委員の皆様でご推薦等ございますでしょうか。

【日向野委員】 僭越ながら、地域振興と経済学、両方にご造詣の深い高橋先生にお願いできると幸いと存じます。

【内田特別地域振興課長】 ただいま高橋先生をご推薦いただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【内田特別地域振興課長】 それでは、ご賛同いただきましたので、高橋委員に分科会長をお願いしたいと思います。

それでは、以降の進行を高橋会長、よろしく願いいたします。

【高橋分科会長】 ただいまご推薦いただきまして分科会長に選任されました高橋でございます。大変な重責ですが、皆様のご協力を賜りながら、分科会の円滑な運営に全力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

議事に入ります前に、ただいまご説明ありました資料2 - 2の第五条第五項に従いまして、分科会長の代理を指名させていただければありがたいと思います。この件につきまして、本日ご欠席ですけれども、産業政策と経済法の分野をご専門でおられます国土交通省の独立行政法人評価委員会の共通委員でもいらっしゃる来生先生をお願いをしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますけれども、本日の議題に入りたいと思います。

まず、奄美群島及び奄美群島振興開発基金の概要について、事務局からご説明をいただきたいと思います。

【内田特別地域振興課長】 それでは、事務局から説明させていただきたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思います。奄美群島の概要についてまずご説明させていただきます。

2枚目をちょっとめくっていただきたいと思いますが、奄美群島の地理でございますが、奄美群島は、鹿児島から370キロから560キロの範囲に位置します奄美大島、喜界島、徳之島等、有人8島から成る群島でございます。それぞれの島は、その位置の次の3ページ目の地図にございます。

総面積で申しますと、5,231平方キロメートルということでございまして、中でも奄美大島は712平方キロということで、沖縄本島を除きますと、佐渡島に次ぎまして日本で2番目に大きな島ということとなっております。

季候は亜熱帯性の季候でございまして、四季を通じて温暖でございます。名瀬で年間平均21度ということでございますが、また雨も多いということで、降雨量も東京の2倍ということとなっております。

熱帯と温帯のちょうど境目ぐらいに位置するということで、植物相、動物相ともに非常に特異な性格を有しているということでございます。

また、この地理的な位置を見てもわかりますように、台風の常襲地帯ということでございまして、毎年のように何らかの被害を受ける、こういった場所に位置しているわけでございます。

当群島の沿革を申しますと、15世紀に当時の琉球王朝の支配下にこの群島は入っております。

その後、17世紀の初めに薩摩藩の琉球侵攻の結果といたしまして、奄美群島は琉球から分離されまして、薩摩藩に直属する形となっております。特にその薩摩藩の支配下におきましては、18世紀の後半あたりから砂糖の売買を薩摩藩が独占するというような形で、19世紀前半の藩財政の危機等もこういった奄美をはじめとする黒糖の専売による利益をかなり活用して乗り切っており、これが明治維新にもつながったというふうにいわれております。

明治期になりまして、鹿児島県に入りました。鹿児島県の大島支庁が名瀬に置かれております。

以降、第二次大戦後、連合司令部の覚書によりまして、本土から行政分離され、米軍の軍政下に入りました。これが8年続きまして、昭和28年に日本に返還されまして、鹿児島県の行政管理下に編入されたわけでございます。

この復帰に伴いまして、29年、当時かなり疲弊しておりました奄美群島内の復興を図るために、奄美群島復興特別措置法が当初議員立法で制定されております。以降、5年ごとに名称等多少変更はございますけれども、期限を延長されまして現在に至っているということでございます。

この奄美群島振興開発基金も、その前身であります奄美群島復興信用保証協会というのが昭和30年に最初にできましたこの復興特別措置法の一部改正という形で設立がなされております。

ずっとこの5年ごとの延長でまいりまして、ちょうど昨年度が改正前の法律の期限でございました。さきの通常国会におきましてこれが延長されまして、さらに5年間、平成20年度末までの法律ということとなったわけでございます。

同群島の概況でございますが、現在といえますか、平成12年度の調査でございますが、人口は13万人余ということになってございます。その下に参考としてございますように、昭和30年、復帰直後の調査によりまして20万人ということでございますので、この間、3分の2以下に人口減少等がなされているということでございます。

行政組織といたしましては、名瀬市のほか、大島郡13町村がございます。現在、大体島ごとの形での町村合併の動き等が進んでいるところでございます。

次に、所得と書いてございますが、下に主要指標のところでも書いてございますが、所得は1人当たり211万ということで、全国に比べましても72.7%ということでございます。所得が非常に低いということで、まだまだ全国に対しましての格差が大きいということでございます。

主な産業といたしましては、さとうきびがやはり一番有名であろうかと思えますけれども、さとうきびが作付面積で申しますと全体の62%、生産額でも27%を占めております。ただ、最盛期でございました60年度に比べますと、やはり2分の1まで減少しているということでございます。このほか、花きでありますとか、野菜、肉用牛、果樹等も盛んになっております。特に花き等は沖永良部を中心とした喜界、与論島で順調に伸びてございます。また、果樹につきましても、近年ここに書いてあるもののほかに、トロピカルフルーツ、即ちパッションフルーツでありますとか、マンゴーといったものに取り組んでいます。

ちょっと特徴ということでございますが、奄美群島内でやはり一次産業のウエートが非常に高いということございまして、就業者数で見ますと、全国で申しますと一次産業従事者は5%でございますが、奄美群島では18%。総生産でも全国では1.4%が5.6%ということで、一次産業のウエートがかなり高くなっております。

また、水産業等もございます。クルマエビやマダイ、マグロ等、養殖も含めて行われております。

製造業といたしましては、奄美の基幹産業ともいわれておりました大島紬が一番有名でございましたが、現在でも26億程度の生産量、3万2,000反という生産量はございますが、生産量で申しますと昭和48年をピークとして、生産額で申しますと昭和55年をピークといたしまして、現在はその10分の1ということに減少してございます。かなりこういう基幹産業の衰退のような形で経済的には厳しい状況が続いているということでございます。

また、観光リゾートということでございますが、年間約40万人の観光客がでございます。これは大体人数的には横ばいで続いてございますけれども、最近自然を生かした観光関連サービス業の成長というのは期待をされているところでございます。

下に主要指標ということでございますけれども、人口は先ほど申しましたように減少し

ております。特に顕著なのは65歳以上の構成比ということで、高齢化が既に25%、4分の1まで進んでいるということでございます。こういったことも受けまして、生活保護率も全国あるいは鹿児島県と比べて極めて高い率となっています。物価も離島ということもございまして全国に比べて高い。市町村の財政力も低いということで、なお本土との格差は相当程度存在しているということでございます。こういった背景を受けまして、今回さらに特別な振興開発を図る必要がなおあるということで、法律の5年間の延長がなされたわけでございます。

次に、2枚めくっていただきまして、奄美群島振興開発特別措置法の概要という紙がございます。これが改正をいたしました法律の概要でございます。奄美基金もこの法律の中に位置づけられておりますので、これにつきましてもご説明させていただきます。

まずこの法律の目的は、「奄美群島の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする」とこととされてございます。

ちなみに、今回の改正以前の目的といたしましては、この中に最初に「奄美群島の復帰に伴い」という文言が入ってございましたが、復帰後50年も経過したということで、法律上の目的としては、この「復帰に伴い」という部分は削除いたしております。

またもう1つ大きな点は、「自立的発展に資することを目的とする」という、この「自立的発展」という言葉も今回の改正において追加された目的でございます。

経緯は今までご説明したとおりでございます。復帰時に当初は議員立法で提出されたものであります。

法案の概要でございますが、法案の基本的なスキームといたしましては、まず主務大臣が振興開発のための基本方針を定めることといたしております。この基本方針に基づきまして、(2)のところで市町村が計画案を作成し、その案を反映させる形で鹿児島県が振興開発計画を定めることといたしております。この定めるに当たりましては、主務大臣の同意を得るという仕組みになってございます。この点も今回の法改正で変更いたしました点でございます。従前は国が開発計画を定めるということにしておりました。今回は地方の自主性を生かす等々の理由から、計画の策定主体を鹿児島県ということにいたしまして、国は方針を示すにとどめるという形に計画体系の変更を行ったところでございます。

さらに、(3)の支援措置といたしまして、公共事業にかかる補助率のかさ上げ等がございます。また、その他、地方債、医療、交通の確保、農林水産業等につきまして、配慮すべきという配慮規定がございます。また、税制上につきましても特例が設けられているわけでございます。

最後のところの(5)というところでございますが、この法律の中で奄美群島振興開発基金を設置することが定められてございます。その目的といたしまして、「振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給する等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完する」こととされているわけでございます。

同時に、今回の改正で、平成16年10月に独立行政法人として設立することが定められております。

こういった地域の振興開発を図るための特別措置法の中でこの独立行政法人が位置づけられているということがこの法人の非常に大きな特徴でございます。

次のページでございますが、「奄美群島振興開発事業のしくみ」ということでございます。これは基金の事業ということではございませんで、全体的な国、公共団体等の仕組みでございますが、先ほど申しましたような振興開発計画を策定いたしまして、これに基づく事業につきまして特別の助成ということで、道路、港湾等々に対しましての補助率のかさ上げ、あるいはこの奄美法自体ではない他の法律に規定しているものもございまして、土地改良事業等につきましても財政上の特別の助成がございます。

また、その他の事業といたしまして、はぶ対策といった助成措置が一番右のところがございますが、実施されているところでございます。

特徴的なことは、その真ん中ぐらいにございますけれども、奄美群島振興開発予算につきましては、その公共事業関係費につきまして、事業の総合性を確保するという見地から、昭和49年度以降、当時は国土庁、現在はこの当国土交通省の所管に一括して計上して、これをさらに各所管移しかえて執行するという形がとられているということでございます。こういった事業とあわせまして、基金が1つの振興の主体として役割を果たしているということでございます。

続きまして、次のページでございますが、独立行政法人奄美群島振興開発基金につきまして、その概要をご説明させていただきます。

まず、1の基本的事項でございますが、名称はこれは法律で既に定められております。独立行政法人奄美群島振興開発基金でございます。特殊法人であります現行の奄美群島振

興開発基金の権利及び義務を承継して設立されることとされております。

目的につきましても、従来の特殊法人であります基金の目的を引き継ぎまして、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的とするとしております。

この計画とつながっているというところも、またこの独立行政法人の特殊なところでございます。

職員の身分は、先ほど申しましたとおりでございます。

役員の数、理事長が1名、監事2名、これは非常勤の予定でございます。このほかに理事1人を置くことができることとされております。

資本金につきましては、当初、昭和30年に米軍のガリオア・エロア債権というものを承継しまして発足いたしましたわけですが、以降、昭和31年あるいは34年から59年までは一般会計から、昭和60年からは産投特会から国の出資金を受けております。また、昭和35年からは鹿児島県から、昭和39年からは地元市町村からの出資金を受けた形で、現在、累計129億円の出資がなされてございます。この地方公共団体からの出資があるというものも独立行政法人としてはかなり珍しい、非常に特徴的なものとなっております。

2番目の奄美群島の特殊性でございます。この基金が設立されております背景でございますが、今まで申しましたように、戦後、米軍統治下に置かれて復帰したということ。また、自然的、社会的条件も非常に厳しい条件であるということ、諸格差が顕著であるということを受けまして、奄美群島振興開発特別措置法の中で、その基本方針のもと、計画に基づく事業等を強力に推進するという位置づけの中でこの基金が設立されているという形となっております。

次に書いてございますように、その役割は法律による特別の措置として設立されている法人でございます。その業務の遂行によりまして、奄美群島における基礎条件の改善や地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって奄美群島の自立的発展等に資すること、これが目的ということになるかと思っております。

沿革的には、当初、最初に申し上げましたように、昭和30年に保証業務を行います復興信用保証協会として設立されてございます。

昭和34年に名称も変わってございますけれども、融資業務を新たに追加してございます。

さらに、平成元年に発展可能性のある部門への民間投資を誘導する施策として、出資業務を追加したところでございます。

そして、今度、この10月1日に独立行政法人化するという経緯となっております。

業務の概要でございますが、次のページでございます。大きくは保証業務と融資業務でございます。

まず、保証業務といたしましては、法律上は振興開発計画に基づく事業を行うもの、または奄美群島に住所もしくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこととされてございます。

第二次、第三次産業のみならず、第一次産業に対しても保証するというところでございまして、いわゆる中小企業向けの保証の機関といたしましては、各県に信用保証協会というものがございまして、これは一次産業を対象としてございませぬ。この一次産業まで含めて全体をカバーするというのがこの基金の1つのまた大きな役割であり、特徴となっております。

こういった産業に対しまして信用力の乏しい中小企業の事業者が金融機関から円滑に貸付を受けられるようにきめ細かな信用保証を行うこととしております。

現在、この保証業務といたしましては、15年度で見ますと、保証承諾額が46億円、残高で155億円のものでございます。

また、(2)の融資業務でございますが、融資業務は法律上は振興開発計画に基づく事業を行う中小企業の事業者で、銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付というものが主なものとなっております。

これを受けまして、農林水産業、あるいは大島紬等、特産品製造業・販売業、観光業など、地域の特性を生かした産業に融資を行ってございます。

平成15年度は、融資額が20億円、残高で124億円となっております。

先ほどの保証のところでも申しましたように、この奄美群島の事業者の規模というのは、総じて中小、零細が多いということでございます。

例えば、工業で見ましても、事業所当たりの従業員数を見ますと、鹿児島県で1事業者当たり14人程度でございますが、奄美群島では3.2人。

出荷額を見ましても、鹿児島県平均ですと3億を超えてございますが、ここでは4,300万ということでございまして、非常に規模の小さい事業者が多いということです。

また、商業で見ましても、商店1店当たりで、鹿児島県平均は5.6人が、従業員だと3.

7人。

販売額で見ましても、鹿児島県でありますと1億6,000万。これが奄美群島内では6,000万ということでございます。

こういったことを受けまして、先ほどの保証に関しましても、保証利用度というのを見ますと、中小企業向けの貸付残高に占めるこの保証を利用する方の割合でございますが、全国平均でありますと8.9%、鹿児島県では5.7%でございますが、奄美群島を見ますと12.1%ということでございます。非常にこういう保証を必要とする事業者が多いということが現在でもなお続いているということかと思えます。

また、群島内の政府系金融機関の貸付残高に占める奄美基金のシェアというのを見ましても、これは当基金のパンフレットの中にも書いてございますが、36%ということで非常に大きなシェアを占めております。特に一次産業では6割を当基金がカバーしているということでございます。

こういったことも含めまして、奄美群島内におきましての資金供給におきまして、当基金が非常に大きな役割を果たしているということがいえようかと思えます。

出資業務につきましては、先ほど申しましたように、平成元年に追加されてございますが、以降、実績がございません。ということも踏まえまして、特殊法人整理合理化計画におきまして、平成17年度末までに廃止することが定められております。これを受けまして、平成18年3月31日までで廃止ということといたしているところでございます。

その下に特殊法人整理合理化計画がございますが、ここで独立行政法人化が定まったということでございます。

今申し上げましたように、この奄美基金といいますのは、政府系の金融機関といたしましても、奄美群島という非常に限られた地域を対象とする法人であるということ。さらに、保証と融資という、この双方を行う、これは政府系金融機関で大変珍しいことでございますが、総合的な機関であるということ。さらに、一次産業から三次産業までをカバーしたきめの細かい対応をするということで、非常に特徴を持った法人となっております。この従来の法人の形をそのまま引き継いで独立行政法人化するということにいたしておるわけでございます。

とりあえず奄美群島の概要と基金の概要についてのご説明は以上でございます。

【高橋分科会長】 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

はい、どうぞ。

【日向野委員】 7ページの平成13年12月19日の閣議決定についてちょっとお聞きしたいんですが、この丸と書いてあるところの1番目の項目の1行目から2行目にかけて、「民間金融機関への委託を含む融資形態の見直し等」と書いてあるんですが、これは具体的に行われていることなんですか。あるいは、どういうイメージのことをされているんでしょうか。

【林総務企画課長】 奄美基金の林でございます。よろしくお願いいたします。

民間金融機関への委託を含む融資形態の見直しといいますのは、当時、議論されたのは、例えば今、代理貸付というのがまずほかの大きな公庫さんとかがやっております、そういったものも取り入れたらどうかと。そういった形で民間を通した貸付のあり方、代理貸付、委託貸付というようなことを当時は議論されて、こういった整理合理化計画に記載されたという経緯がございます。

【日向野委員】 当時、議論された後、特にこういう形で実績があるというわけではないですね。

【林総務企画課長】 今のところは検討している段階でございます、まだ実績はございません。

【高橋分科会長】 よろしゅうございますか。

【日向野委員】 はい。

【高橋分科会長】 それでは、続きまして、本日の大きなテーマであります中期目標(案)中期計画(案)につきまして、事務局からご説明いただきたいと思っております。

【内田特別地域振興課長】 それでは、中期目標と中期計画の案につきましてご説明申し上げます。

これはちょっと資料にも書いてございますが、関係省庁とも協議中でございます、また数値等もまだ詰めて入ってございませんので、そういう前提でお聞きいただければと思います。これをもとに自由にご議論いただければと思うわけでございます。

まず、中期目標でございますが、それぞれ中期目標と中期計画につきましては、独立行政法人通則法のほうで記載すべき項目の大きな項目は定められてございます。その項目に沿いまして記載しているところでございます。

ただ、その項目に入ります前に前文というものをつけてございます。中期目標をごらんいただきますと、まず最初に、経緯ということで、「奄美群島については、これまで、その

特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、総合的な奄美群島振興開発計画の策定及びこれに基づく事業の推進等特別の措置が講じられ、相応の成果があげられてきたところである」と。「基金も、同法に基づく特別の措置として、特殊法人として設立され、奄美群島の基礎条件の改善並びに振興開発に寄与してきた」ということで、今までの経緯をまず述べさせていただきます。

次に、「しかしながら」以下でございますが、「奄美群島は本土から隔絶した外海に位置しているなど、厳しい地理的、自然的条件等の特殊事情による不利性を抱え、なお本土との間に経済的・生活面での諸格差が存しており、これらを克服するとともに、これまで不利性としてとらえられてきた特性を優位性として伸ばし、あわせて地元の発意と創意工夫を生かしていくことによって、地域の自立的発展を促進していくことが求められており、このような背景を踏まえ、奄美群島振興開発特別措置法の改正により、引き続き特別の措置を講じることとされたところである」これが今回の法改正に至りました背景を述べさせていただきます。

さらにその次でございますが、「独立行政法人奄美群島振興開発基金は、従来の奄美群島振興開発基金の目的、業務を引き継ぎ、振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、または奨励することを目的としている」ということで、先ほど申し述べました法律に定められました基金の目的をここで再度述べさせていただきます。

次に、「この目的を達成するため、奄美基金は、第一次産業から第三次産業まで、奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者等が金融機関に対して負担する債務の保証を行うとともに、振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするもの等に対する事業資金の貸付けを行うものである」ここも法律の目的達成のため、法律で規定しております業務を書かせていただいているものでございます。

その次に、「奄美基金には、その目的を踏まえ、独立行政法人として、経営の透明性、自主性を確保しつつ、効果的な業務運営を推進することを通じて」ということで、今回の独立行政法人化の意義であります経営の透明化、自主性の確保ということをここでうたわせていただきまして、これを通じて「奄美群島における基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発に寄与し、もって、奄美群島の自立的発展等に資することを旨として、業務に取り組むことが求められる」ということで、この法律に基づく

法人であるということから来る役割をまず序文として書かせていただいているところでございます。

この前文の部分を受けまして、右の中期計画のところでございますけれども、「基金は、与えられた責務を十分認識し、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項等を定める奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完・奨励することを目的としており、ひいては、奄美群島の基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もって奄美群島の自立的発展等に資するという奄美群島振興開発特別措置法の目的達成に貢献する」ということで、先ほどの前文を受けた形の計画の前文となっております。

続きまして、また目標のほうを見ていただきまして、まず中期目標の期間、これは法律で定めることとされてございますが、これは既に今回の奄美の特別措置法で法律自体で定められてございます。5年の時限法ということもございます。なおかつ、法人の設立が法律の制定後の半年を経た10月ということもございますので、この16年10月1日から4年半、これを中期目標の期間とするということを確認的に書いてございます。

続きまして、業務運営の効率化に関する事項でございます。

まず第1といたしまして、業務運営体制の効率化ということに記載させていただいております。これはほかの先行して独立行政法人化したさまざまな法人等でも書かれていること等を参考にして書かせていただいておりますが、「独立行政法人化時点において、事業規模に応じた人員削減を行うほか、審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。あわせて、電算化の推進等によりコスト縮減を進める」といたしております。「また、金融機関としての能力向上を図るため、職員の研修を行う」といたしてございます。

これを受けた右側の計画といたしまして、まず「独立行政法人化時点で1名の人員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門を一元化するとともに、特別に管理を行うことが必要な債権を集中して管理する体制に改めるなど、債権管理の強化に資する効率的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う」こととしております。

あわせて目標のほうの電算化のところを受けた形でございますけれども、「民間金融機関の統一電子フォーマットを採用するなどによりコスト縮減を進める」ことといたしております。

さらに、「審査の厳格化を図る観点から、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る」。

また、左側の目標の職員の研修というところを受けまして、「金融機関としての能力向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修を行う」とことといたしてございます。

続きまして、2番目の事業費の削減ということでございますが、これにつきましても、各独立行政法人で事業費の削減について記載することが行革本部等から求められているところでございます。通常の法人でありますと、事業費を5年間で5%削減するとか、何%削減するという、そういう数字で示されているのが通常でございます。何らかの形で記載することが必要となるわけでございますけれども、ちょっとこの点につきましては、この融資保証を行う法人という場合の事業費というのはそもそも何かという議論がございます。また、その目標として、例えば、その保証を今後5年で何%削減するというようなものはほんとうに目標としてふさわしいかといったような議論もございまして、現在、関係機関とも調整中でございますので、次回までに何らかの形でお示しさせていただきたいと思っております。

続きまして、3のところでは一般管理費の削減ということがございます。これも各独立行政法人に共通して記載されている目標でございます。「一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度比で %以上に相当する額を削減する」ということになっています。

おおむね他の法人では大体5年で15%、4年半でありますと13%程度ということに記載されている例が多いわけでございますが、現在、この数値につきましても調整中ということで、次回までに入れさせていただきたいと思っております。

ちなみに、現在の奄美基金、15年度で申しますと、2億6,000万程度の一般管理費がございます。ただ、そのうち1億9,000万程度人件費が占めるという構成になってございますので、この一般管理費の削減は非常に厳しいものになるかということでございます。

計画のほうでは、まだ数値は入ってございませんが、その手段といたしまして給与、諸手当の見直しでありますとか、物件費の抑制と効果的な運用等を書き込んだ形といたしております。

続きまして、4の評価・点検の実施ということでございます。「保証業務及び融資業務に

係る評価手法について、総務省「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価書」等を参考にしつつ、自己評価を行い、業務運営に反映させる」ということといたしております。

この評価・点検の実施の項目は、類似しますというか、独立行政法人で保険や保証、あるいは貸付業務を行っております農林漁業信用基金にも同様の記載例がございます。これを参考にして書かせていただいたものでございますが、この政策評価書は、政府系の金融機関11機関につきまして、民間金融の補完機能の発現状況でありますとか、資金供給の効率性の観点から統一的に評価したもので、平成15年6月に出されたものでございます。ここで使われております方法等が参考になるということで、これを参考として自己評価を行うという記載の仕方にしてございます。

計画におきましても、この評価書でありますとか、あるいは他の政府系金融機関における評価手法、あるいは奄美群島振興における基金の役割を踏まえながら、基金の内部に横断的な業務の評価・点検チームを設置する等体制の整備を行って、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行って、それを業務に反映させるということといたしてございます。

次に、第3とございます。国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項ということでございます。これも法律で定めるべき事項として定められているものでございます。

まずこれを業務別に分けて記載してございますけれども、まず第1といたしまして、保証業務につきまして、当然であります、事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するために、以下の点を踏まえて保証業務を行うことといたしております。

第1点目は、サービス向上という意味で、事務処理の迅速化でございます。利便性に資する観点から、まず標準処理期間を設けて審査の質を落とさずに、なおかつ業務の効率化を図ることで、その期間内に案件の8割以上を処理するという目標を設定してございます。

こういった標準処理期間を設けて、その8割以上を処理するという目標を設定する仕方、先ほど申しました農林漁業信用基金、先行して独法になりましたそちらの例を引いてきたものでございます。

右のほうの計画にいきまして、この目標を受けまして、現在の14年度実績で平均8日かかっているこの期間を標準処理期間6日として設定して処理するという計画といたしております。

また、次の(2)でございます。適切な保証条件の設定という目標も設定してごさいます。

保証料率をはじめとする保証条件等について、適正な業務運営の確保を前提として、なおかつ基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設計を行うという目標としてごさいます。

なかなかこれも数値化した目標というものになじむかどうかということもごさいます。こういった勘案すべき要素を列挙して、これを踏まえた条件設定を行うことを目標としてごさいます。

先ほど申しました農林漁業信用基金におきましても、やはり保証料率等につきまして適切な水準に設定することというのを目標として記載している例がごさいます。

また、印のところにごさいますが、現在、基金は公共団体が設定する制度に該当する融資を受ける場合の保証で、保証料率の一部を公共団体が利用者にかわって負担する、つまり、公共団体が一部保証料を負担することで安く保証料をしている制度保証というものがごさいます。この制度保証につきまして、保証需要の多様化に対応するとともに、事業者の負担軽減に資する公共団体の制度保証について地方公共団体と連携をとりながら、適切な条件が設定されるように努めるという目標といたしてごさいます。

これを受けまして、計画のほうでは、まず「平成15年度に料率の見直しが行われたところであるが」と書いてごさいますが、これは保証協会とあわせて一部引き上げが行われたことを書いてごさいます。今後においても、保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、政策金融としての役割、保証リスク、さらに新たな資金需要等を勘案した条件設定を行うことといたしております。

また、奄美の特色でもあります台風常襲地帯であるということ、こういうことも受けまして、こういった自然的特性を踏まえて設けられている激甚災害等保証について、これらの要素に加えまして、その災害状況等も踏まえながら条件設定を行うこととしております。

さらに、制度保証につきまして、産業の特性、あるいは事業者の状況を踏まえて、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について公共団体と定期的な会議を開催する等で連携して取り組んでいくという計画といたしてごさいます。

次に、融資業務についてでございますが、融資業務といたしましては、まず事務処理の迅速化につきましては、保証の場合と同様の標準処理期間を設けて、その間に8割以上を処理するという目標を設定してごさいます。

計画のほうでは、14年度実績で、融資決定までの平均11日、これを短縮いたしまして、標準処理期間を9日として、この間に8割以上を処理するという計画を立ててまいります。

また、貸付条件の設定が(2)でございますが、こちらにつきましても、まず適正な業務運営の確保を前提として、基金の政策金融としての役割、あるいは貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行うことといたしてございます。

右側の計画のほうを見ていただきますと、現在、10種類のメニューがあるわけですが、群島の産業特性を踏まえた貸付金利、こういったものがそれぞれその10種類のメニューごとに定められております。こういった既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、また政策金融としての役割、群島の産業特性、事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行うことといたしてあります。

さらに、業務の保証業務と融資業務に共通する事項といたしまして、利用者に対する情報提供と利用者ニーズの把握と業務への反映という2つの項目を立てさせていただいております。これも先ほどの農林漁業信用基金でも同じような記載がございます。奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるために、ホームページや窓口を活用した情報提供を行う。なおかつ、この情報を利用者によりわかりやすく迅速に提供することに努めることといたしてあります。

また、ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させるということとしてございます。

計画のほうは、これを多少ブレイクダウンした形にいたしまして、原則として発表と当日中に窓口で備えつける。あるいは、ホームページに掲載するということを書いてまいります。

また、地域に密着した業務ということもございまして、地元市町村の広報誌等を活用することによって情報提供の充実を図ることといたしてあります。

また、利用者ニーズの把握といたしましては、定期的なアンケート調査の実施、あるいは、ホームページを活用したメールでの意見・質問の受け付け等でこれを資金重要等に関する利用者ニーズの把握に努めて、結果を業務に反映させることといたしてございます。

次に、目標のほうの第4、財務内容の改善に関する事項でございます。

奄美基金は、15年度の特設法人ベースの決算におきましても、約13億円程度の累積欠損金を抱えてございます。この累積欠損金を承継して独立行政法人化することとなります。これを前提といたしまして、記載内容といたしましては、「奄美基金が適切な業

務運営を実施するためには、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。このため、奄美基金は、収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する」という目標といたしております。

これは行革事務局が中期目標等の作成指針というものを出されておりますけれども、この中で発足時において累積欠損金を承継する場合、そういった場合の目標の記載ぶり等の例がございます。この例にならって記載させていただいたものでございます。他にも同様、累積欠損金を承継して発足する独立行政法人等の例も踏まえたものとなっております。

こういった財務内容の改善に関する事項を踏まえまして、右側では予算、収支計画、資金計画というものを、こういった計画を踏まえて作成していただくこととなりますが、この内容につきましては、現在、作成中でございますので、これを次回までにお示しさせていただきたいと思っております。

あと、目標のほうの第5でございます。その他業務運営に関する重要事項でございますが、これも他の独立行政法人とほぼ共通の事項を記載してございます。人事に関する事項といたしまして、職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人材配置を行うといたしてございます。

それと、この奄美基金に特徴的なものといたしまして、先ほど申しましたように出資業務が平成17年度で終了するというところでございます。この点につきまして、この部分で触れさせていただいてございます。

あと、このページの右側に、短期借入金の限度額がございしますが、これは現在調整中でございますので、また次回までに数値を入れてお示しさせていただきたいと思っております。

そのほか、法律で記載することとなっております事項でございますが、重要な財産の譲渡等の計画、剰余金の使途、施設及び設備に関する計画につきましては、奄美基金につきましては該当がございませんので、該当なしという記載にさせていただきました。

人事に関する計画といたしましては、「職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う」とことといたしてございます。

その他業務運営に関する重要事項として、出資業務の廃止につきまして計画にも記載する。

以上でございます。

【高橋分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見はいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【日向野委員】 中期計画のほうについて2点ばかりあるんですが、どちらも共通の大きい見出しの中に入る事柄なんですけれども、基金の主な機能というのは、金融機能の比重が非常に高いというふうに書かれます。そして、奄美独自の問題と、それから政策金融全体にかかる問題とが混ざって出てきているものですから、特に政策金融全体にかかわる問題について2つほど申し上げたいと思います。

計画としましては、例えば、目標のほうでもいいんですが、政策金融を行っているほかの機関、その所轄官庁が違ったり、いろいろな問題があるでしょうけれども、ほかの機関との情報交換といいますか、ノウハウの交換といったことをこれから申し上げる2つについてはぜひ検討していただきたいんです。

第1番目は、この2ページにあります業務運営体制の効率化のところの2行目から3行目、「長期延滞債権、法的手続きによる回収が必要な債権」、平たく言うと、その不良債権の扱いということになるわけですが、金融をやっている以上は、民間であっても、政府金融機関であっても、何%か必ず不良債権が発生する、これは仕方がないことであるわけです。その一旦不良化した後、どういうふうに面倒を見るか、あるいは再生させるかとか、あるいはどういうふうに間接償却、場合によっては直接償却するかといった問題というのは、政策金融についても共通な問題であるわけはずですので、その辺についてノウハウを交換するといいますか、奄美独自の方式を立てるといのはペイすることではありませんので、ほかの機関との情報交換をされたほうがいいと思います。

それからもう1つは、3ページの保証業務、先ほど高橋先生が非常に重要な政策金融の機能であるとおっしゃったとおりだと思うんですけれども、1998年、9年、2000年ぐらいの日本全体での政策金融、保証について発生した重要な問題というのは、特別信用保証枠の増設をあのときに貸し渋り対策でしましたね。中小企業の資金繰りを助ける等本来の目的も達成はされたと見えるんですけれども、副作用も大いにありまして、その副作用の1つは、民間金融機関に楽をさせ過ぎたという面があるわけですね。つまり、民間金融機関がその貸した先、幾つか持っているうちの危ないものは政府保証のほうに回して、安全なほうだけを自分のほうで仕分けしておく、そういう広い意味でモラルハザードが日本全国で起きたわけです。それを現在までの都道府県の信用保証協会ですとか、ほかの国

民生活金融公庫といった政府系の金融機関でどういうふうに対策を立てつつあるか、あるいは立ててきたかといったことを情報交換されるといいのではないかと思います。

以上2点です。

【高橋分科会長】 いかがでしょうか。何かご意見ありますか。

【岩切理事長】 1番目にご指摘の他の政府系金融機関との協調ではございませんけれども、極端に言えば、企業倒産が生じた場合に、その債権の中を見ますと、私どもとほかの政府系金融機関も入っている場合がございます。債権回収のため、競売を行いますと一番簡単で、また権利関係も清算されますけれども、競売というのは非常に配当が低くなります。裁判所の算定価格は非常に低いものですから、地元にいる私どもとしては、できるだけ任意売買に努めまして、その場合には債権者である金融機関さんと相互に話をして、任意売買による相手の取り分は幾ら、私どもの取り分は幾らという形で、できるだけ有利な形で担保処分による回収を行うようなことをやっております。

それから、貸し渋りの問題でございますけれども、これは最初、5,000万まで無担保無保証でございました。あれは基本的には信用保険制度を活用した制度であることから、私どもは再保険の体制にはございませんので、とてもリスクが大きくて負うことはできません。奄美群島管内の事業者につきましては、すべて開発基金を通して県の保証協会に保証してもらい、そのような対応をとりました。しかし、モラルハザードの点がありますけれども、最初は30兆円かの枠が早く行かないとなくなるということで非常に殺到した時期がございましたが、私どもとしては、とりあえず私ども基金の保証、融資で延滞がないか、そういう問題はチェックいたしまして、いわゆる不良債権を抱えたまま申し込んだ人には、ちゃんと整理しないと通さない、あるいはお断りする、そういう形で網の目を設けて、それを通ったものを県の保証協会に回すと、そのような対応をとりました。

そういう点で金融機関との関係は、今、貸し渋り保証のことだけを申しましたけれども、その時点の保証債権は金融機関が持っているわけですが、やはり期中管理が一番問題であると考えておりまして、保証を発行する部署に期中管理の担当を置きまして、新しい保証の申し出があった場合には、その支店の抱えている債権で延滞がないか、事故がないかを調べます。そして、それをきちんとやっておられたら、新しい保証を受け付けて審査しますけれども、代位弁済をどんどん要求しながら、あるいは延滞債権を抱えながら新しい保証を申し込まれている支店については、ちょっと待ってくださいよという形で期中管理の強化を促しております。

【内田特別地域振興課長】 いわゆる共通課題のノウハウの交換ということでございますので、確かにそれは重要なことございまして、おそらく政府系金融機関同士でもそうでしょうし、民間金融機関ともそういうノウハウはあるかと思ひまして、そういうものもどいう形で表現するか、もしできるようであれば検討させていただきたいと思ひます。

【重信委員】 せっかく奄美から来ましたので発言をさせていただきたいと思ひます。

先ほど、事務局のほうから奄振法の話が出まして、確かにこの50年というのは、奄振法の恩恵を受け、社会基盤の整備等、ハード的な整備を主にさせていただきまして、それなりの成果を上げていると思ひます。この奄美基金については、経済、産業を支えるというソフト的な部分で、多くの島民が評価をしておりますし、これからも特に期待をしているんですけれど、その期待という部分で資料を見させていただき、気にかかる部分を申し上げたいと思ひます。3ページの事務処理の迅速化についてですが、例えばこれから、中小企業信用情報データベースシステムの活用等で、他の機関と同じ情報を基にした作業が実行されていくというようなことになると、奄美の非常に零細な事業所への資金対応が困難になったりという部分が出てきはしないか。そういうことが非常に心配なのかなと。結果としては、本来の奄美基金の目的が損なわれるのではないのかなというふうにちょっと感じたところだったんです。

実は、きのう奄振の事業の1つで、奄美ミュージアム構想を立ち上げるという会議に出席をしましてまいりました。これは、奄美群島を一つの博物館に見立てて、島のそれぞれに違う文化や自然、地場産業、そういうものを有機的に結びつけて産業や観光、そして、文化を総合的に振興していきましょうというこれからの事業なんですけれども、そういう事業を実施していくときに、特にこの奄美基金の役割は期待できる部分だと思うんですね。

例えば、可能性のある新しく事業を起こす、観光、農業、そしてものづくり、そういうものをこれまでは奄美基金の方たちが引き上げてくださって、支えてきてくださって、自立に向けて支援をしてくださっているんですけれども、そういう支えるというところの部分は、直接島に出向いて、地域の文化だったり、産業だったり、人だったりというものをきちんと見て判断してほしいし、特に事業者のやる気や将来的な産業の可能性という部分には、経費が削減されることで手を抜いてほしくないなと実は思ったりしているんです。

独立行政法人化に向けて運営体制の効率化だとか、事業費の削減だとか、管理費の削減、そういうものは非常に重要だと思うんですけれども、地域が変わろうとしている時だけに、島々の現状を把握して、地域密着型の機関というものをこれまで以上に続けていただきたい

いなというふうに思ったところでした。すみません。

【高橋分科会長】 これは私も現場に幾つか入らせていただいて、現在の状況が非常に地域密着型でやっておられるのを拝見しておりますから、このこと自体は、むしろそれプラス一般的な形でホームページで出して、業務内容で手を挙げられるようにするということだというふうに理解したんですが、どうですか。

【内田特別地域振興課長】 独立行政法人化することによって今までの法律上の目的も全く変わりません。各所随所に、この中期目標にいたしましても、中期計画にいたしましても、奄美基金の政策機関としての役割、これを踏まえてという表現が入ってございますように、従来どおりその基金の果たすべき役割は果たしていくということがすべての前提になっていると考えております。その上で独立行政法人としての業務の効率化等を図っていくというふうにご理解いただければと思います。

【高橋分科会長】 ほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

【永田委員】 これまでいただいた資料を幾つか拝見させていただきまして、少し細かいところで申しわけないのですが、1つまずお伺いしたいところがありまして、奄美基金の概要の平成16年5月のところの8ページの業種別の保証状況を見ますと、平成15年度1年間当たりの保証件数を見ますと、建設業が断トツにといえますか、かなり高い割合でして、その1年前の平成14年度でもかなり高い割合でして、ただ、その隣の累計あるいは残高を見ますと、それほど建設業の割合は高くないというのを見ますと、ここ最近はかなり建設業以外、資金を借りに来ている民間の企業が少ないのではないかとこのように感じたのですが、まずその点についてちょっと教えていただきたいのですが。

【林総務企画課長】 確かに建設業のボリューム次第で私どもの全体的な保証の需要というものが左右する面がありますが、やはりトータルとして工事高なども受注も減少しておりまして、建設業が若干落ちております。そのほか、15年度を見ましても、サービス業でありますとか、あと、特に落ちたといえますと、小売業がやはり本土の資本の会社などが入ってきておりまして、需要が落ちているというようなことでございます。やはり全国的な景気の低迷というのは奄美でもございまして、資金需要というのは、今それほどは強くはないというふうに考えておるところでございます。

【岩切理事長】 今の答えに補足して私どもの考えを申し上げますと、建設業は奄美において非常に多い。奄振が大体95%以上が公共事業費でございましたから。しかし、そ

れもそう続かない。もう10年ぐらい前から落ち始めていると思いましたが、建設業者は非常に倒産も多いんです。ただしかし、私どもとしましては、建設業の保証要請があった場合には、償還財源があるか、つまり、工事代金見合いとかがあるかどうか。それからもう1つには、収益力がなくて、あるいは減価償却費でありますとか、役員報酬とか、そういうものを含めて財務体質がいいかどうか、そういったものを見ていきます。そして、それに合ったものはもちろん保証を行いますけれども、いわゆる資金繰りにおける不足分の償還のみに要するものとか、借金を重ねた上に、更にこれを償還するための借金とか、そういうものにつきましてはご遠慮願うということでございまして、これは民間の金融機関さんも私どもの方針をかなり理解しておられまして、この数年間、そういう申込みは少なくなっております。

それから、小売業の落ち込みでございましてけれども、今申したように郊外型の店舗の拡充もあります。しかし、何よりも名瀬の人口は1980年、ちょうど5万人で最高でございました。ちょうどそのときは大島紬も300億で最高でありましたけれども、今、大島紬の出荷は10分の1。名瀬の人口も4万2,000人に減りました。消費購買力の最大の源は大島紬であったんです。あらゆる人々に所得が均^{きんてん}等しますから、やはりその影響が大きかった、もちろん郊外型の店舗はどここの地域でもあると思いますけれども、やはり奄美の人口とか購買力を支える産業が急速に落ちてきたことが小売業の落ち込みにつながっていると思います。

【永田委員】 ありがとうございます。

それに関連して、意見ということで一言述べさせていただきたいのですが、奄美群島に関して言えば、これは鹿児島県はじめ地方経済ではよくあることなのですが、基本的に就業者で見ても、市町村内の純生産額で見ましても、基本的には建設業プラス公共部門の比重がおそらくどこでも高いものでして、奄美群島の就業者数を調べてみましたら、5人に1人は建設業か公共部門のどちらかで働いている人。県全体では16%ですので、かなり割合も高いですし、郡内総生産で見ましても、県全体では建設業と政府サービス生産者の占める割合というのは22%だったんですが、奄美群島では35%前後ということで、かなり公共部門に依存型の経済というのが現状だと思うのですが、今、理事長もおっしゃっておられましたが、おそらく今後の日本政府の方針とすれば、おそらくそういう公共部門は縮小に向かっていって、民間企業を中心にした経済運営というのが時代の流れになっているのではないかと思うのですが、奄美群島の現状を考えますと、この経済の自立という

のは、これはもう早急にやらなければならない、そういう問題だと思います。そういう中で、奄美基金の重要性というのは非常に高いものだと思うのですが、金融機関の奄美基金が奄美群島全体で貸出残高というのは、実はそれほど高くないようでして、6%で、融資残高と保証残高の合計を合わせれば、奄美群島での総貸出残高の15%程度ということで、どちらかという重要性が、住民はじめ行政機関、いろいろなところで非常に重要だ、今後も頑張ってくれとかなりを期待をされているのではないかと思うのですが、それに対しては、よくわかりませんが、もしかしたらその成果があまり出ていないということがいえるかもしれませんので、少し抽象的な話で申しわけないのですが、やはり奄美群島経済の自立ということを目標にする以上であれば、もう少し何か積極的な融資残高の増加なり、保証残高の上限の引き上げ等というものも考えていくべきものではないかということ、1つ意見として述べさせていただきます。

【高橋分科会長】 どうも貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございます。もっと続けたいのですが、時間がございません。

最後に私から、私自身はお役所の文章になれ過ぎて何の違和感も感じないんですが、目標と計画の書き方なんです、原案で見ると、目標も計画も同じようなことが書いてあるような感じなんです。例えば、目標の第2の業務運営の効率化に関する事項のところ、「また、金融機関としての能力向上を図るため、職員の研修を行う」と書いてありますね。同様に計画でも「金融機関としての能力向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修を行う」と書いてあるんですね。できれば、金融機関としての質的向上を図るため、職員の能力向上に努めるというのが目標にあって、そして計画に外部の研修機関を使って研修を図ると書いてあると、目標と計画の区別がはっきりするのではないかと思います。

これは私はあまりにもお役所の仕事に慣れていますから、これでもいいのかなという感じがしますが、徐々に目標と計画内容が分かれてくるとわかりやすいかもしれませんね。

いずれにせよ本日の質疑につきましては以上にしたいと思います。

以上で議事の進行役につきまして事務局にお返ししたいと思います。

【内田特別地域振興課長】 本日は長時間ご審議大変ありがとうございました。

本日の審議内容につきましては、先ほど申し上げましたように、国土交通省の独立行政法人評価委員会情報公開規則に基づきまして、議事の要旨及び議事録を作成の上、ご出席

の委員の皆様にお諮りいたしまして公表することとさせていただきたいと思います。

なお、本日の議題につきまして、またお気づきの点、またご意見等ございましたら、随時事務局までご連絡いただければありがたいと思います。本日いただきましたご意見とともに、第2回までの資料にそれを反映させてまいりたいと考えております。

なお、第2回の分科会につきましては、既に皆様のご都合をお聞きしているところでございますけれども、一応今のところ、一番ご出席いただけるのが9月7日ぐらいということになってございますので、そのあたりを予定したいと考えています。正式なご連絡はまた後日させていただきますが、できればご予約いただければ幸いです。

なお、最後でございますけれども、この独立行政法人奄美群島振興開発基金は財務省と共管になってございます。このことから、財務省におきましても、財務省の独立行政法人評価委員会を開催する必要がございます。こちらも9月に開催される予定となっておりますことをあわせてご報告させていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第1回の国土交通省独立行政法人評価委員会奄美群島振興開発基金分科会を終了させていただきます。ほんとうにありがとうございました。

了